

少年犯罪被害者遺族の被害者加害者関係における
感情経験と謝罪の意味
— 3事例の半構造化面接からの考察 —

立命館大学大学院
応用人間科学研究科
臨床心理学領域
藤原 佳世

本研究では、修復的司法が制度として取り入れられようとしている少年犯罪の被害者遺族を対象に、加害者との対面・謝罪場面における被害者の感情経験を調査し、加害者からの謝罪の意味を、被害者遺族の語りを通して明らかにすることを試みた。それにより、被害者と関わる人々の被害者理解を深め、被害者の回復という視点を取り入れた司法が実践されるための手がかりを得ることを目的とした。

少年犯罪被害者遺族 3人への半構造化面接により得たデータを、KJ法を用いて分析した結果、11の概念（中ラベル）が抽出され、それらは、4つの概念（最終ラベル）——【常識としての謝罪への希求】、【心情の告白への希求】、【罪の認識とその具現化への希求】、【追憶としての謝罪への希求】——に集約された。それらの概念に理論的な位置づけを行い考察した結果、被害が深刻な状況における赦しを期待できない謝罪は、被害者の回復にとって、必ずしも無駄ではなく、「赦さないという前提における謝罪」としての価値があることが示された。

「赦さないという前提における謝罪」においては、①加害者からの謝罪が継続されることにより、被害者が優位に立てることに意味があること、②加害者が追憶のプロセスに参加し続けることは被害者にとって意味があること、③罪の具現化は心のこもらない言葉による謝罪よりも評価されること、が示唆された。罪の認識にはあらゆるレベルがあり、罪の認識が十分示された場合であっても、ほとんど示されない場合であっても、被害者はその罪の具現化を望んでおり、加害者が具体的に行動することが被害者にとって意味を持つことが示唆された。

「赦さないという前提における謝罪」は、被害者と加害者の心の大きな隔たりを埋める作業であり、その作業は完結することはない。その作業の中で被害者は、加害者が反省していないという事実に出会い、加害者との隔たりの大きさを感じ、そして何よりも、加害者が生きているという事実を突きつけられる。しかし、その過程で被害者は、それらの事実の上に立って生きていけるかどうか自分を知る作業を行うことが示唆された。

また、これからの対話支援への提言としては、①早期介入という選択肢を被害者に提示すること、②当事者のコミットメントの重要性、③中長期的支援の提供もしくは被害者支援の取り組みとの連動、そして何よりも、④被害者の立ち位置の向上、が重要であると考えられる。